


質問回答書

工事名	一般国道284号他配水管布設替工事	工事場所	一関市千厩町千厩字石堂地内	入札年月日	令和3年7月19日
No.	質問		回答		
1	経費の施工地域区分の取扱いについてご教示願います。		「一般交通影響あり(1)」を適用しております。		
2	仮設管の防護並びに凍結防止はどのように計上されていますでしょうか。		設計上は特段の措置を計上しておりません。発注者との協議事項となります。		
3	同時期に同工事区間において下水道工事が発注されていますが、下記の点についてご教示願います。				
3-①	二次施工区間内での二者施工は、交通量の多い地域での安全な車両通行及び歩行者通路確保(片側交互規制)の観点から、下水道工事終了後に施工してもよろしいでしょうか。				
3-②	下水道工事終了後の施工の場合、工期延長は可能でしょうか。また仮設管のリース延長費用は計上されますでしょうか。				
3-③	下水道工事と上水道工事の交互作業工事を実施する場合は、現場状況の割増を計上されていますでしょうか。				
3-④	交通量及び歩行者量が多い地域のため、時間的制約を多く受けると考えられますが、工期の考慮されておりますでしょうか。				
3-⑤	下水道工事と上水道工事の交互作業の場合は日進量が進みにくく、交通事情からも安全確保のための交通整理員の増員が考えられますが、実績変更は可能でしょうか。		当初設計では、下水道工事施工後の水道管布設を想定しております。		
			発注者、下水道工事施工者との工程等の協議によりますが、やむを得ない事由と認められる場合には、工期延長は可能です。リース延長費用については、受注者と工程調整を行った上で正当な理由と判断した際は計上可能です。		
			割増は見込んでおりません。		
			特段の考慮は図っておりませんが、工期が不足する場合の取扱いについては、3-②の回答のとおりです。		
			発注者、下水道工事施工者との工程等の協議によりますが、やむを得ない事由と認められる場合には、変更可能です。		